

工事成績採点の考慮項目の考查項目別運用表(土木工事)

[記入方法]対象項目に先ずチェックを入れ、さらに該当する項目にチェックをする

(担当監督員)

考查項目	細別	a	b	c	d	e	
1 施工体制	I 施工体制一般	施工体制が適切である	施工体制がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である	
		[評価対象項目] 1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 工程表の提出が契約後10日以内になされ、施工計画書・材料承認(品質証明書類)の当初と変更も、工事の着手前(遅くても契約後1ヶ月以内)に提出している。 2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《該当時》: 作業分担と責任の範囲が施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載・整備され、現場にも施工体制台帳や施工体系図が掲げられており現場とも一致している。また、工事規模に応じた人員、機械配置の施工となっている。 3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 工事カルテの登録が、監督員の確認を受けた上契約後10日以内に行われている。(以上は500万円以上に適用) また、退職金共済制度の加入と履行が、現況届け及び提出資料(建退共であれば証紙の購入・配布受払簿等)により確認できる。 4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》(少額工事は対応時): 工事期間を通じて、現場組織・指定機械・主要資材・施工方法などに関して、施工計画書への記載内容と現場施工方法が一致している。 5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《該当時》: 品質証明員が関係書類・出来形・品質等を工事全般にわたり確認し、品質証明体制が有効に機能している。 6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《該当時》: 下請負人通知書を下請工事着手前に提出するなど下請・再下請契約等が適切になされ、元請が下請の施工に関わっていることも、検査書類などから確認できる。 7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《対応時》: 現場に対する受注会社組織(本店や支店など)による支援体制が整えられており、緊急指示・災害・事故等が発生した場合の速やかな対応も確立されている。 8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 施工体制一般について、指摘事項が無かった。 9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《対応時》: その他 [理由: _____] 【その他の適用例】工場製作期間における技術者を適切に配置している。機械電気設備等について、製作工場における社内検査体制(規格値設定・確認方法等)を整えている。			<input type="checkbox"/> 施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行なった。 <input type="checkbox"/> 1億円以上の工事であるが、品質証明員による出来形・品質管理および、検査同席が有効に機能していない。 <input type="checkbox"/> 理由: 上記に1項目該当であれば・・・ d 2項目以上該当では・・・ e		<input type="checkbox"/> 施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行なったが、従わなかった。 <input type="checkbox"/> 施工体制が不備であり、監督員から文書による改善指示を再三行なった。 <input type="checkbox"/> 理由: 上記に1つ該当であれば・・・ e
	II 配置技術者(現場代理人等)	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である	
		[評価対象項目] 1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 現場代理人として、設計内容・現場条件などを十分理解し、工事全体の把握ができています。 2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》(少額工事は対応時): 現場代理人として、監督員への連絡・調整を書面等で適時及び的確に行っている。 3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《該当時》: 現場代理人として、設計図書の照査が十分であり、現場との相違があった場合には、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《対応時》: 施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 主任又は監理技術者として、契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 主任又は監理技術者として、工事関連書類を共通仕様書及び諸基準に基づき、適切に作成・整理等している。 7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 主任又は監理技術者として、施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 主任又は監理技術者として、下請を含め作業従事者の施工体制・施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 主任又は監理技術者として技術的判断にすぐれ、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《該当時》: 作業に必要な作業主任者を、不足無く選任し、かつ配置している。 11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《該当時》: 作業に必要な専門技術者を、不足無く選任し、かつ配置している。 12 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 配置技術者(現場代理人および主任又は監理技術者)についての指摘事項が無かった。 13 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《対応時》: その他 [理由: _____]			<input type="checkbox"/> 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督員から文書により改善指示を行なった。 <input type="checkbox"/> 専門技術者が配置されていない。 <input type="checkbox"/> 理由: 1項目でもあれば・・・ d 2項目該当・・・ e		<input type="checkbox"/> 監督員から文書により改善指示に、従わなかった。または再三の指示を行なった。 <input type="checkbox"/> 技術者配置が不備で、監督員から文書により改善指示を再三行なった。 <input type="checkbox"/> 理由: 上記該当あれば・・・ e
		評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上 a 該当項目が80%以上90%未満 b 該当項目が60%以上80%未満 c 該当項目が60%未満 d			① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。		

(担当監督員)

考查項目	細別	a	b	c	d	e			
2 施工状況	I 施工管理	施工体制が適切である	施工体制がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である			
		[評価対象項目] 1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 契約約款第18条第1項第1号から5号に係わる設計図書の見直しを行い、監督員へ提出し、確認を受けてから施工を行っている。 2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》〈少額工事は対応時〉: 施工計画書の内容が、共通仕様書に明示された所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件(固有事項)を反映した記述を含むものとなっている 3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈該当時〉: 現場条件の変化に対して、適切に対応した施工管理を行っている。 4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈該当時〉: 工事材料の使用及び調達計画が十分なされ、品質に影響が無いように保管している。 5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》〈少額工事は対応時〉: 施工管理計画に品質確保のための工夫・対策が記述されており、その実施がみられ 6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈該当時〉: 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書・共通仕様書などの内容に基づき適時・的確に行っている 7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈該当時〉: 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書・共通仕様書などの内容に基づき適時・的確に行っている。 8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 現場内で、機材・工具類、資材などの整理整頓が日常的になされている。 9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 使用材料等について、品質保証書等または工事写真等を適切に整理している。 10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈対応時〉: 関連経費の設計計上有無を問わず、現場でのイメージアップに積極的に取り組んでいる。 11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》〈少額工事は対応時〉: 工事記録・打合せ簿などを、その都度、不足無く適時・的確に整理している。 12 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 建設廃棄物及びリサイクルへの取組みが、計画書と報告書で相違が無く、適切にされている。 13 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 工事全体で使用機械、車両等で低騒音、低振動、排出ガス対策機械については、法令等を厳守し、適切に使用している。 14 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 段階確認・立会の申請が、工程等に遅延を生じることが無いよう、適時・的確な時期に、適切な頻度で行われ 15 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 施工管理についての指示事項が無かった。 16 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈対応時〉: その他 [理由:] 評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満.....b 該当項目が60%以上80%未満.....c 該当項目が60%未満.....d			[理由:] ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。			<input type="checkbox"/> 設計図書と適合しない箇所があり、監督員から文書により改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 施工計画書が契約後1ヶ月以内で、且つ工事施工前に提出されていない。 <input type="checkbox"/> 理由; 上記1項目でも該当あれば・・・ d 2項目以上あれば・・・・・・・ e	<input type="checkbox"/> 文書による改善要請に従わなかった。または、再三文書による改善請求を行った。 <input type="checkbox"/> 理由; <input type="checkbox"/> 理由; 上記に該当あれば・・・ e
	II 工程管理	工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である			
		[評価対象項目] 1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈対応時〉: 詳細な(日々の進捗状況を表示する)実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理(日常的に把握)している。 3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 地元調整を積極的に行い、また現場条件の変化があった場合の対応も迅速で、施工の停滞が見られない。 4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈対応時〉: 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈対応時〉: 工事の進捗を早めるため、人員の確保・機械の配置の工夫などの積極的な取り組みを行っている。 6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈対応時〉: 詳細な実施工程表などにより、現場事務所等において日常的に工事の進捗を把握している。 7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈該当時〉〈少額工事は対応時〉: 施工計画書への記載内容に準じた休日の確保を行っており、計画工程以外の時間外作業、夜間や休日等の作業が少なかった。 8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》: 工程管理についての指示事項が無く、指摘事項が無かった。 9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈対応時〉: その他 [理由:] 評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満.....b 該当項目が60%以上80%未満.....c 該当項目が60%未満.....d			[理由:] ① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = () 評価数 / () 対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。			<input type="checkbox"/> 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 監督員から再度文書により工程管理の改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 理由; 上記1項目でも該当あれば・・・ d 2項目以上あれば・・・・・・・ e	<input type="checkbox"/> 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。(ただし、改善指示による場合を除く) <input type="checkbox"/> 自主的な工程管理を促す、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 <input type="checkbox"/> 理由; 上記に該当あれば・・・ e

(担当監督員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e			
		2 施工状況	Ⅲ 安全対策	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった	
		[評価対象項目] 1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈該当/対応時〉 :災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月以上活動した内容が確認できる記録が整備されている。 2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈該当/対応時〉 :店社パトロールを1回/月以上実施し、パトロール内容が確認できる記録が整備されている。 3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈対応時〉 :各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ、関係者に是正報告している記録がある。 4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》 :安全教育・訓練等を4時間/月以上適時・的確に実施し、実施内容を確認できる記録を整備している。 5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈該当/対応時〉 :安全巡視、ツールボックスミーティング(TBM)、危険予知訓練(KY)等を実施し、実施内容を確認できる記録を整備している。 6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈該当時〉 :新規入場者教育において、当該工事の現場特性が十分反映され、実施内容を確認できる記録が整備されている。 7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈対応時〉 :受注者の適切な対応により、工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 8 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈対応時〉 :過積載防止への積極的な取組みが、活動記録や全数検尺・検量などの資料から確認できる。 9 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈対応時〉 :使用機械、車両等は、法定・自主・日常などの点検整備等がなされている管理記録がある。 10 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈該当時〉 :重機操作に際して、重機と人の行動範囲の分離措置が誘導員配置やバリケードなどで適切になされている。 11 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈該当時〉 :仮設工(山留め、仮締切、足場や支保工)について設置後や使用中の日常点検及び維持管理が適切に行われ、チェックリスト等を用いた実施記録がある。 12 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈対応時〉 :保安施設の整備・設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき、適時・的確に実施している。 13 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈該当時〉 :地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策を施工計画に記述し、施工に際しても適切に取り組んでいる。 14 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》 :安全対策についての指示事項が無かった。 15 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈対応時〉 :その他 [理由:]] 評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上a 該当項目が80%以上90%未満b 該当項目が60%以上80%未満c 該当項目が60%未満d			① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。			<input type="checkbox"/> 安全管理に関する現場管理又は防災体制が不適切であった。 <input type="checkbox"/> 安全管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 理由; 1項目でも該当あれば・・・d 2項目以上該当あれば・・・e	<input type="checkbox"/> 安全対策の不備により災害等の損害を受けた。 <input type="checkbox"/> 安全管理に関して、監督員が文書による改善指示に従わなかった。または、再三文書による改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 理由; 上記に該当事項があれば・・・ e
	Ⅳ 対外関係	a	b	c	d	e			
		対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった			
		[評価対象項目] 1 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈該当時〉 :工事施工に当たり、関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整した。 2 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈該当時〉 :工事施工に当たり、地元との適切な調整を行い、トラブルの発生が無い。 3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》 :第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 4 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈該当時〉 :関連工事との調整を入念に行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》 :工事の目的及び内容を、工事看板・事前説明や掲示などにより、地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 6 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 《必須》 :対外関係についての指示事項がなかった。 7 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 〈対応時〉 :その他 [理由:]] 評価対象項目の合計のうち 該当項目が90%以上a 該当項目が80%以上90%未満b 該当項目が60%以上80%未満c 該当項目が60%未満d			① 当該「評価項目」のうち、評価対象外の項目は削除する ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)=()評価数/()対象評価項目数 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。			<input type="checkbox"/> 受注者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった。 <input type="checkbox"/> 関係法令に違反するおそれがあったため監督員から文書により指示を行った。 <input type="checkbox"/> 理由; 1項目でも該当あれば・・・d 2項目以上該当あれば・・・e	<input type="checkbox"/> 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 <input type="checkbox"/> 理由; 上記該当事項があれば・・・ e

(担当監督員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e																												
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形 ※土木工事の時は、当該欄で評価	<input type="checkbox"/> 出来形が、必要な測定項目、測定基準及び規格値を満足 ^(注1) し、ばらつきが規格値の概ね50%程度 ^(注2) 以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形が、必要な測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが規格値の概ね80%程度以内である。	<input type="checkbox"/> 出来形が必要な測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	<p>出来型が、必要な測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 ※下記の該当事項をチェックする。</p> <input type="checkbox"/> 出来形管理について、監督員が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 上記以外の出来形管理について、再び監督員が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 監督員よりの指示は無かったが、完成図書に添付内容から出来形管理を怠ったことにより出来形評定が困難であることが確認できた。	<input type="checkbox"/> 出来形が規格値・機能を充たさず、修補を伴うことになった。 <input type="checkbox"/> 出来形管理に関して、監督員からの文書により改善指示に従わなかった。または、再三文書による改善請求を行った。 <input type="checkbox"/> 出来形管理記録に、出来形確認せずに作成した数値の記載など、故意の虚偽記載があることが判明した。																												
		<p>※上記a～c欄いずれかのばらつきのチェックは必ず入力してください。</p>																																
		<p>①出来形の評価は、工事全般を通したものとす。 ②出来形とは、設計図書に示された工事的物の形状寸法である。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。 ④工事内容によりばらつきで評定できない場合は、規格値・基準値・設計値と測定した出来形寸法との差の大小など、測定値と許容値等との関係性をもってばらつき評価に代えてもよい。</p>																																
		<p>(500万円以上に適用)【a評価が可能な範囲】として、以下の事項を厳守して評価すること。 (注1)：{a}評定を審査できる基準は、まず測点数が5箇所以上の場合に限ることとするが、必要以上に設けた管理測点は対象としない。 (注2)：「概ね50%」とは測点数が5箇所以上であり、且つその8割以上が規格値の50%以内の場合をいう。</p>																																
		<p>【a・bの評価が適さない範囲】となる、下記事項を考慮して評価すること。</p>																																
		<p>①. 以下の項目に一つも該当しない場合の評価は{C}以下とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ・出来形管理図または出来形管理表が適切にまとめられている。 <input type="checkbox"/> ・出来形測定において、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 <input type="checkbox"/> ・自社の管理基準(規格値の80%以下の社内規格値または社内目標値)を設定し、適切に管理している。 <input type="checkbox"/> ・出来形管理に関して創意工夫(自社の写真管理基準等を設定等)を持って適切に管理している。 <p>②. 以下に該当する場合の評価は{C}以下とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ・出来形管理図表が作成されていない場合。または、上下限の一方で管理した場合。 <input type="checkbox"/> ・出来形管理図表のヒストグラムが作成できない(測定件数が2以下など)、作成していない場合。 <input type="checkbox"/> ・出来形管理値と検査測定値に大幅な誤差が生じた場合。 																																
		<p>【I 出来形およびII 品質において下記のとおり適用】 当面、土木工事関連の「機械・電気設備工事」は、建築営繕評定による</p> <p>注意点：以下の判断基準により、採用する建設工事成績評定を選定する事とする。</p> <table border="1" data-bbox="515 1189 1456 1284"> <tr> <td>土木工事として評定できる例</td> <td>主な工事概要</td> <td>出来形工種等</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水源井戸の削井</td> <td>基礎工事</td> <td>鋼管基礎の施工管理に類似</td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路照明灯の設置</td> <td>電気照明工事</td> <td>簡易な操作設備費<照明灯設置費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>用排水門設置</td> <td>機械設備工事</td> <td>簡易な操作設備費<鋼製構造物設置費</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="515 1308 1456 1412"> <tr> <td>機械電気設備工事評定の例</td> <td>主な工事概要</td> <td>理由</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水源井戸の整備</td> <td>施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為</td> </tr> <tr> <td></td> <td>道路案内表示の設置</td> <td>施設用途の主たる機能(通信・電光施設など)を含む為</td> </tr> <tr> <td></td> <td>用排水ポンプの設置</td> <td>施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為</td> </tr> </table>					土木工事として評定できる例	主な工事概要	出来形工種等	理由		水源井戸の削井	基礎工事	鋼管基礎の施工管理に類似		道路照明灯の設置	電気照明工事	簡易な操作設備費<照明灯設置費		用排水門設置	機械設備工事	簡易な操作設備費<鋼製構造物設置費	機械電気設備工事評定の例	主な工事概要	理由		水源井戸の整備	施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為		道路案内表示の設置	施設用途の主たる機能(通信・電光施設など)を含む為		用排水ポンプの設置	施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為
土木工事として評定できる例	主な工事概要	出来形工種等	理由																															
	水源井戸の削井	基礎工事	鋼管基礎の施工管理に類似																															
	道路照明灯の設置	電気照明工事	簡易な操作設備費<照明灯設置費																															
	用排水門設置	機械設備工事	簡易な操作設備費<鋼製構造物設置費																															
機械電気設備工事評定の例	主な工事概要	理由																																
	水源井戸の整備	施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為																																
	道路案内表示の設置	施設用途の主たる機能(通信・電光施設など)を含む為																																
	用排水ポンプの設置	施設用途の主たる機能(揚水・制御施設など)を含む為																																

(担当監督員)

審査項目	細別	a	b	c	d	e						
3 出来形及び出来ばえ	II 品質	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足 ^(注1) しばらつきが少なく概ね50%程度 ^(注2) 以内である。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しばらつきが少なく概ね80%程度以内である。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a及びbに該当しない。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。						
	※土木工事の時は、当該欄で評価	※上記a～c欄いずれかのばらつきのチェックを入力してください。 【評価のポイント】 下記の制限事項を熟知・厳守の上で、直接「□」内を「チェック(レ)」すること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"><p>①品質の評価は、工事全般を通したものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。</p></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"><p>(500万円以上に適用)【a評価が可能な範囲】 として、以下の事項を厳守して評価すること。 (注1); {a} 評定を審査できる基準は、まず測点数が5箇所以上の場合に限ることとするが、必要以上に設けた管理測点は対象としない。 (注2); 「概ね50%」とは測点数が5箇所以上であり、且つその8割以上が規格値の50%以内の場合をいう。</p></div> <p>【aまたはbの評価が出来ない範囲】 として、下記事項を厳守して評価すること。 以下に該当する場合の評価は{C}以下とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ・施工物の品質を管理するための品質試験を実施していない場合。または試験方法が不適切な場合。<input type="checkbox"/> ・施工品質を管理するための資料が2検体以下で、バラツキの判断が出来ない場合。<input type="checkbox"/> ・施工品質を管理するための資料数が適切であっても、JIS規格以上の品質検査を実施していない場合。 <p>※ {d}・{e} 該当する場合は、以下の通りチェックすること。!</p> <ul style="list-style-type: none">・ {d} 改善指示または {e} 破壊検査に該当する場合、その事項(□)のみチェックし、「ばらつき判定欄」にはチェックしないこと。・ 改善指示または破壊検査に該当しない場合のみ、「ばらつき判定欄」で(□)チェックすること。			※{d}・{e}に該当する内容が上記以外の場合には、下記の中から該当事項を選択し、併せてチェック[レ]をすること。 <input type="checkbox"/> 品質管理の項目・回数などに関して、監督員が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 上記以外の品質管理の項目・回数などに関して、再び監督員が文書で改善指示を行った。 <input type="checkbox"/> 監督員よりの指示は無かったが、完成図書に添付内容から品質管理を怠ったことにより品質評定が困難であることが確認できた。 1項目でも該当あれば{d}、 2項目以上該当あれば{e}、 にチェック[レ]を入れる。	<input type="checkbox"/> 契約約款第17条第2項に基づき破壊検査を行った。 <input type="checkbox"/> 品質管理に関して、監督員からの文書により改善指示に従わなかった。または、再三文書による改善請求を行った。 <input type="checkbox"/> 品質管理記録に、品質確認せずに作成した数値の記載など、故意の虚偽記載があることが判明した。 上記に1つ該当あれば{e}にチェック[レ]を入れる。						
		【ばらつき評価が適当でない場合】										
		<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ・常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。<input type="checkbox"/> ・緊急的な作業に対して迅速に対応している。<input type="checkbox"/> ・監督員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案するなど積極的に取り組んでいる。<input type="checkbox"/> ・施工条件、気象条件を考慮して施工している。<input type="checkbox"/> ・材料の品質・形状が証明書等で確認できる。<input type="checkbox"/> ・施工箇所以外の部分に損傷を与えないよう工夫している。<input type="checkbox"/> ・施工時期や施工場所について地域や環境への配慮を行った。<input type="checkbox"/> ・その他 <p style="text-align: center;">※判断基準</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>該当6項目以上</td><td>.....a</td></tr><tr><td>該当4項目以上</td><td>.....b</td></tr><tr><td>該当3項目以上</td><td>.....c</td></tr></table>			該当6項目以上a	該当4項目以上b	該当3項目以上c		
該当6項目以上a											
該当4項目以上b											
該当3項目以上c											

工事成績採点の考慮項目の審査項※担当監督員と協議の上、総括監督員の評価項目とする。

(総括監督員)

【記入方法】該当する項目の□にシを記入する

審査項目	細別	技術力キーワード一覧表	【事例】具体的な評価技術力項目及び工事事例
4 工事特性 (高度技術)	キーワード 評価	<p>■ I. 構造物の特殊性への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 1 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 2 対象構造物の形状の複雑さ(土被り厚やトンネル線形等を含む)から施工条件が特に変化する</p> <p><input type="checkbox"/> 3 その他 理由:</p>	<p>1・施工規模が大規模の事例は、以下の通り</p> <p>1)切土量V20万㎡又は盛土工V15万㎡、 2)護岸・築堤高H10m、 3)トンネル(シールド)φ8m、 4)ダム用水門で設計水深H25m、 5)樋門・樋管内空断面A15㎡、 6)揚排水機場吐出管径φ2000mm、 7)堰・水門の最大径間長L25m又は径間数3径間又は扉体断面A50㎡/門、 8)トンネル(開削工法)深H20m、 9)トンネル(NATM)内空平均断面積A100㎡、 10)トンネル(沈埋工法)A300㎡、 11)海岸堤防、護岸、突堤、離岸堤水深H10m、 12)地滑り防止工の幅W100mで法長L150m、 13)浚渫工V100万㎡、 14)流路計画高水量Q500㎡、 15)砂防堰堤高H15m、 16)ダム堤高H150m、 17)転流トンネル・下水トンネル流下能力Q400㎡/s、 18)橋梁下部高H30m、 19)橋梁上部工最大支間長L100m、 20)土留・締切直高H10m、 21)最大推進区間距離L400m、 22)下水道推進口径φ3000mm、 23)治山山腹工L150m、 24)林道土工量V1万㎡、 25)林道開削延長L1000m、 26)その他同等工事規模に類するもの</p> <p>2・供用中の道路トンネルの活線拡幅工事等 ・砂防工事等で、現地合わせ(現地調査)に基づきの再設計と施工が必要な工事</p> <p>2・鉄道営業線に隣接した橋脚の耐震補強工事や河道内の流水部における橋脚撤去工事</p> <p>3・その他、構造物固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事</p> <p>3・その他、技術固有の難しさへの対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事</p> <p>3・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事</p>
		<p>■ II. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 4 地盤の変化、近接構造物、地中埋設物等への影響に配慮する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 5 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p><input type="checkbox"/> 6 周辺住民等に対する騒音・振動などの配慮</p> <p><input type="checkbox"/> 7 現道上での交通に大きく影響する工事</p> <p><input type="checkbox"/> 8 緊急時に対応が特に必要となる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 9 施工範囲が広範囲にわたる工事</p> <p><input type="checkbox"/> 10 その他 理由:</p>	<p>4・市街地等の家屋密集地で、鉄道や道路をアンダーパスする工事 ・鉄道営業線や供用中道路を跨ぐ橋(跨線橋・跨道の工事)</p> <p>4・周辺環境の監視、施工に伴う地盤変位観測などの結果に基づき、工法の変更を行った工事</p> <p>5・地元調整や環境対策の制約が特に多い(通常同類工事の1.5倍以上は生じていた)工事</p> <p>5・ガス・水道等の地中埋設物や電柱などの移設がクリティカルパスとなり、施工工程の管理に特に注意を要した工事</p> <p>5・その他の各種の制約があり、施工に特に厳しい制限を受けたため、工程的にも特に影響を受けた工事</p> <p>6・市街地での夜間工事 ・DID地区での工事 ・教育施設・医療機関など特に配慮を要する施設が近接する工事</p> <p>6・市街地等で騒音・振動が住宅・家屋等に影響を及ぼす建設機械を使用した工事</p> <p>7・供用中の道路(概ね日交通量1万台以上)で片側交互通行の交通規制をした工事 ・供用中の自動車専用道の通行規制工事</p> <p>7・供用中道路での舗装・修繕工事等で、工事期間中の大半に亘り、規制標識類の設置・撤去を日々行い、交通開放を行った工事</p> <p>8・工事中、施工区域における臨機の措置が適切であり、災害などによる損害等を未然に防止した工事</p> <p>8・車両通行止め作業中の緊急車両通行の確保、災害の復旧など、緊急時の作業対応が必要となり、その全てに対応していた</p> <p>9・作業現場が広範囲(概ね1km程度又は2km以上)に分布している工事</p> <p>10・各種制約(施工ヤードの狭さ、高さ制限など)があり、施工及び機械の移動や旋回等に特に厳しい制限を受けた工事</p> <p>10・その他、周辺環境又は社会条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事</p>
		<p>■ III. 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p><input type="checkbox"/> 11 特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p><input type="checkbox"/> 12 雨・雪・風・気温・波浪等の影響</p> <p><input type="checkbox"/> 13 急峻な地形および土石流危険渓流内の工事</p> <p><input type="checkbox"/> 14 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p><input type="checkbox"/> 15 その他 理由:</p>	<p>11・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎を1本毎に地質調査を実施するなど、支持地盤を確認しながら再設計した工事</p> <p>11・例えば、軟弱地盤上の緩速盛土などの要因で、施工不可能日(待ち時間)が多く、施工機械の稼働率や台数等を的確に把握した工事</p> <p>11・河川内の橋脚工事等で、地下水位が高く、ウエルポイント工法等の排水設備の他、大規模な山留め工法などが必要な工事</p> <p>12・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事</p> <p>12・波浪や水位変動が大きいため、作業構台等を設置した工事又は作業構台等の設置や作業工程から潜水夫を多用した工事</p> <p>12・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事</p> <p>13・土石流危険渓流に指定された区域内における工事</p> <p>13・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事、又は命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)</p> <p>13・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策施工を必要とした工事</p> <p>14・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事</p> <p>14・ほ場の作物環境保全等のために、特に水域環境に技術的配慮をして行う(区画整理、客土、暗渠排水等の面整備)工事</p> <p>14・動植物の生息環境に配慮した工種を主とする工事であり、特に施工において技術的配慮を伴う工事</p> <p>15・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であり、特に評価すべき技術があると評価された工事</p> <p>15・その他、災害等における臨機の措置のうち、特に評価すべき技術があると評価された工事</p>
		<p>■ IV. 長期工事における安全確保</p> <p><input type="checkbox"/> 16 全面・一時中止期間を除き12ヶ月を超える工期であったが、事故が無く完成した</p> <p><input type="checkbox"/> 17 その他 理由:</p>	<p>16・12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く)</p> <p>17・12ヶ月を超える工期で、ヒューマンエラーによる軽微な事故はあったが、その後の対応・対策が他の見本となる内容であり、再発を防止した。</p>
記述評価 【レマークを付したキーワード項目について、評価内容を詳細記述】	=0点 [評点] 上記のI・II・III・IVの合計 =0点	【高度技術のキーワードの詳細】←原則記入(説明責任)	基本採点

※1 工事特性(高度な技術力)とは、工事全体を通して他の類似工事に比べて、特異な技術を要する必要がある技術の評価し、指定仮設も含むことができる。 なお、「5 創意工夫」との二重評価をしてはならない。

※2 評価に当たっては、総括監督員又は主任監督員との合議とする。 また、「工事特性(高度技術)のキーワードの詳細」は原則として記述する。 各審査項目はキーワードで大分類し、評価する具体的な技術力項目等を記述する。

※3 工事特性(高度技術)は「実用新案・特許クラス」から「現場に適用した本当に些細な工夫であるが非常に役立つ軽微な工夫」まで様々なレベルがあるが、本項目では「5 創意工夫」で評価しなかったものを対象とする。

